



# 葉山小だより

「自分で考え 行動する子」「仲良くする子」

令和5年度

No. 4

2023. 5. 16

葉山町立葉山小学校  
校長 安達 禎崇

「葉山小だより」はペーパーレス化を行っています。

- ★ 葉山小学校のホームページをご覧ください。
- ★ 紙媒体での提供を希望される方は担任までお申し出ください。

## ◇◇1年生を迎える集い◇◇

5月1日(月)、4年ぶりに全校で1年生を迎える集いを行いました。体育館に2~5年生が待機する中、6年生と手をつないだ1年生が音楽に合わせて入場すると、大きな拍手と手拍子がわき起こりました。そして、各学年より心を込めた歌やダンスのプレゼントがあり、1年生からはお返しに覚えてたの校歌(葉小フォークを踊りながら)を元気いっぱい披露しました。すっかり葉山小学校の仲間になった1年生。小学生として楽しいことをもっともっと経験していきましょう。



<1年生入場>



<各学年からの歌やダンスのプレゼント>

<1年生の葉小フォーク>

## ◇◇たのしいヤゴ取り(1・2年生)◇◇

5月10日(水)。朝からさわやかな晴天に恵まれる中、1年生がプールでヤゴ取りをしました。手に手に網や小さな水槽を持って、嬉しそうにプールサイドへ。実際のプールの様子を見ながら先生のお話を聞いて、1人ずつプールに入ります。はしごを使ってゆっくりとプールへ下りて、プールの中ではすべて転ばないように抜き足・差し足・忍び足。さあ、いよいよヤゴ取り開始。「カエルがいた」「ヤゴがいた」歓声が上がりました。

子どもたちが捕まえたオタマジャクシやヤゴはしばらく教室で飼育します。ヤゴがトンボに変身したり、オタマジャクシのしっぽが消えたりする様子を(うまくいけば)ぜひ、子どもたちに見てもらいたいと思います。「おうちへ持って帰ってもいいよ」と言われていた家庭の子は一匹だけ、連れて帰りました。11日(木)には、2年生が行いました。初夏の楽しい行事です。



## ◇ 4年ぶりの全校朝会 ◇ / ◇ 6年生と1年生の交流 ◇



5月11日(木)。体育館での全校朝の集いを行いました。この日のテーマは4,5月の生活目標「葉山小学校のきまりを守ろう」について、どのくらい守れているかの中間報告でした。体育館に全校児童が集うのは4年ぶりでしたが、思いの外、話の聞き方、入退場の仕方などとても上手にできました(↑)。

朝の集いの後は、6年生が1年生に「タブレットの使い方」を伝授していました。本校の縦割り交流活動の一環です。やさしく教える6年生がとても頼もしく、そして教わる1年生はとてもうれしそうでした(→)。



## 研究所では電話・来所による 教育相談を行っています。

葉山町教育研究所では、お子さんについての様々な相談を受け付けています。お子さんのことで気になること、困ったことなどありましたら、遠慮なくご相談ください。

月曜日から金曜日の9時から17時までの時間となります。ご連絡は、875-7296(相談直通)をお願いします。

教育相談員さんが悩みを聞いたり、解決方法を一緒に考えたりしてくれます。

ここにいますよ  
相談電話 8046-875-7296

困ったとき 悲しいとき つらくなったとき  
誰かに話してみよう きっと気持ちが楽になる  
そんなお話を聞く人がここにいます  
一人で悩まず、電話してくださいね、応援します

相談できる人は・・・小学生・中学生の子どもたち、保護者の方  
相談できる時間・・・午前9時～午後5時 秘密は守ります  
相談できる曜日・・・月曜～金曜(年末年始除く日・祝日を除く)  
相談をつける人は・・・教育相談員です(心の専門家です。悩みを聞いたり解決方法を一緒に考えたりします。)

葉山町教育研究所 (葉山町案内2050番地9 保福園・教育総合センター内)

## 授業・行事等の写真・ビデオ撮影についての確認事項

葉山小学校では、個人情報保護の観点から従来より、授業・行事等の写真・ビデオ撮影について以下のようにお願いしております。再度確認させていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

- 1 運動会・入学式・卒業式での保護者個人による自席(運動会は観客席)からの写真・ビデオ撮影は許可します。但し、個人での鑑賞以外の使用は禁止します。
- 2 体育館等で行う学年全体が一同に行う学習発表会(劇、合唱・合奏等)での保護者個人による写真・ビデオ撮影は学年の判断で許可します。但し、個人での鑑賞以外の使用は禁止します。
- 3 教室や特別教室などで行う通常の授業(授業参観等)での保護者個人による写真・ビデオ撮影は禁止とします。保護者が撮影できるのは、PTA広報委員のみです。
- 4 先生が撮影した写真は「集合」写真のみデータで提供が可能です。
- 5 保護者が写真を紙媒体で配付する場合は、写っている全員の承諾を得る必要があります。
- 6 保護者や教師が収録した写真・動画はネット上に載せてはなりません。
- 7 上記に事例がなく許可に迷う時は、校長が判断します。
- 8 新1年生、転入生に関しては、入学時に「(学校だよりへの)写真掲載の有無について」を配布し、掲載許可の有無を確認します。

以上になります。